

貿易・投資とグローバル化

交渉の場としての WTO を再活性化する¹

主執筆者

中川淳司（東京大学社会科学研究所）

Sait Akman (Economic Policy Research Foundation of Turkey)

Axel Berger (German Development Institute)

Eduardo Bianchi (Escuela Argentina de Negocios)

Manjiao Chi (China University of International Business and Economics)

Uri Dadush (Policy Center for the New South; Bruegel)

Jean Dong (Australia-China Belt and Road Initiative)

Gabriel Felbermayr (Kiel Institute for the World Economy)

Andreas Freytag (Jena University)

Anabel Gonzalez (Peterson Institute for International Economics)

Bernard Hoekman (European University Institute)

David Laborde (International Food Policy Research Institute)

Sandra Rios (Centro de Estudos de Integração e Desenvolvimento)

Sabyasachi Saha (Research and Information System for Developing Countries (RIS))

Claudia Schmucker (Deutsche Gesellschaft für Auswärtige Politik)

田村暁彦（政策研究大学院大学）

Mark Wu (Harvard Law School)

2019年3月15日提出

2019年3月29日改訂

¹ 大変有用なコメントをくださった Richard Baldwin、Hugo Perezcano Diaz 両氏に謝意を表す。



要旨

多角的貿易制度が危機に瀕している。それには WTO が貿易自由化や貿易関連のルール策定の場として機能しなくなったことが大きい。G20 は WTO を交渉の場として再活性化し、積極的かつ斬新な方法でこの難題に取り組まなければならない。可能と思われる政策選択肢には、参加国それぞれに合わせたスピードで進捗を図る多角的協定や、複数国間協定、クリティカルマス協定などがあるが、参加国それぞれの事情に応じた実施を認める多角的協定を優先すべきであろう。交渉のテーマとしては電子商取引や投資促進が考えられる。

課題

多角的貿易制度は危機に瀕しているが、主たる原因は三点あり、それぞれが明らかに独立した問題である。一点目は、貿易制限的措置とその対抗措置である。こうした措置は、多くが近年 G20 内の国で実行されており、世界経済の回復に水を差す恐れもある²。中には WTO の関連規則を十分考慮せずに実施されたものもある³。二点目は、一部 WTO 加盟国が上級委員会メンバーの任期切れに伴う新規メンバー任命を妨げており、そのために WTO の紛争解決機能が崩壊寸前となっていることである。そして、三点目（最後に述べるが大変重要なことである）は、WTO ルールの制定から 24 年が経過し、バリューチェーンのグローバル化や貿易のデジタル化などに代表される、世界経済の新たな現状を反映した WTO ルールの改訂が求められているが、ドーハ開発アジェンダは機能しておらず、2013 年の貿易円滑化協定以降の取り組みもルール改訂に寄与していないことである。

一点目の問題は政策提言書 1 で、二点目の問題は政策提言書 3 で取り上げているので、本政策提言書では三点目、すなわち貿易交渉の場としての WTO の機能不全の問題を取り扱う。

交渉が進展しないことから、WTO が貿易交渉の場としての中心的役割を損なう重大な問題

² 2019 年 1 月の IMF 世界経済見通し 改訂見通しを参照。同改訂見通しは「2019 年、2020 年の世界経済成長予測は前回の世界経済見通しにおいて引き下げられているが、これは一部には同年に米国と中国で成立した関税率引き上げの負の影響によるものである」と述べている。

<https://www.imf.org/en/Publications/WEO/Issues/2019/01/11/weo-update-january-2019> より入手できる。

³ WTO 「G20 の貿易措置に関する報告書（2017 年 10 月中旬から 2018 年 5 月中旬まで）」（Report on G20 Trade Measures (Mid-October 2017 to Mid-May 2018)）, 4 July 2018、p.26, para.3.18 を参照。



が発生している。第一に、実質的な貿易自由化や貿易関連ルール策定が、WTO の外部、つまり CETA (EU・カナダ包括的経済貿易協定)、CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的で先進的な協定)、日本・EU 経済連携協定などのような、いわゆるメガ FTA (自由貿易協定) で行われていることがあげられる。第二に、こうした FTA には WTO 加盟国の中でも限られた国のみが参加しており、WTO 加盟国の大半が除外されていることである。参加していない国は、その多くが開発途上国や後発開発途上国である。「グローバル」バリューチェーンは、実際には、大手企業が国境を越えた生産プロセスの最適化を考慮して選択した少数の国にまたがって構築されている点に注意を払わなければならない⁴。つまり、メガ FTA が既存の「グローバル」バリューチェーンをカバーしており、かつ、WTO が何らの行動も起こさないとすると、「グローバル」バリューチェーンに加わっている国とそうでない国の分断は現状のまま固定されてしまう恐れがある。第三に、FTA は必ずしもルールが同一ではなく、全体としてルールが細分化されてしまう恐れがあることである⁵。

提言

WTO に対して G20 が再度責任を持つべき時期が来ている。経済のグローバルガバナンスについての差し迫った課題に対して、G20 の多くが、迅速に斬新なアイデアを思いつきそれを適用するという、大きな役割を担ってきた。G20 は先進国と開発途上国の双方を代表する WTO 加盟国の非公式な集合体である。G20 は貿易交渉の場としての WTO が機能するよう、積極的かつ斬新な方法で取り組むべきであろう。

WTO は交渉の場として再活性化すべきである

ドーハラウンドの膠着状態が長引き、メガ FTA が今後も 21 世紀の貿易・投資ルールを決める役割を担うようになれば、WTO は少なくとも貿易交渉の場としての中心的役割を失い、しだいに存在感を薄めていくことになる。貿易円滑化協定を除いた WTO のルールは、1995 年に制定されたものである。現在、実質的な貿易自由化や貿易関連のルール策定は、WTO の外部で (主としてメガ FTA の交渉過程で) グローバル・バリューチェーンを構成する国々によって行われている。これはグローバル・バリューチェーンへの参加国と非参加国

⁴ Baldwin (2012:11)を参照。(氏は「WTO 加盟国の大半はサプライチェーン貿易にほんのわずかに関わっているのみである。...真に合意する必要がある国はかつての主要 4 カ国・地域と巨大新興工業国、特に中国である」と強調している。)

⁵ 例えば、TPP と日欧 EPA の電子商取引に係るルールは数項目で異なっている。一例をあげれば、コンピューター設備の現地設置要件は TPP では禁止されているが (第 14 条第 13 項第 2 号) 日欧 EPA においては規定されていない。



との間の分断を現状で固定する恐れがあり、WTO を貿易交渉の場として再活性化し、加盟国、特に後発開発途上国が「グローバル」バリューチェーンに加わる機会を増やす必要がある。

故に、EU によるコンセプトペーパー⁶や、日・米・EU 三極貿易大臣会合の共同声明⁷、WTO 改革に関するオタワ閣僚会合⁸など、WTO 改革に向けて、G20 諸国がその交渉機能の再活性化に取り組んでいることは歓迎すべきことである。また、第 11 回 WTO 閣僚会合⁹共同声明イニシアティブを受けて実施されている作業は WTO の交渉機能回復を目指すものであり、これも歓迎すべきものである。1 月末に WTO 加盟の 76 カ国・地域が電子商取引に関するルールについて交渉を開始する旨を発表しており¹⁰、これも朗報といえよう。

以下は WTO を交渉の場として再活性化するための我々の提言である。これは、交渉・意思決定手続に関する提言と、交渉の対象とすべきテーマに関する提言の 2 つから構成されている。

1. 交渉・意思決定手続に関する提言

WTO 交渉については、コンセンサスによる意思決定という一括受諾方式に代えて、柔軟なアプローチを導入すべきだという意見は多い¹¹。

⁶ 欧州委員会コンセプトペーパー「WTO の近代化」(“WTO modernization”) 2018 年 9 月 18 日を参照。
trade.ec.europa.eu/doclib/html/157331.htm より入手できる。

⁷ 日・米・EU 三極貿易大臣会合の共同声明 2018 年 9 月 25 日。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/09/20180925004/20180925004.html> より入手できる。

⁸ オタワ閣僚会合にはオーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、EU、日本、ケニア、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スイスが参加。WTO 改革に関するオタワ閣僚会合共同声明 2018 年 10 月 25 日を参照。<https://www.canada.ca/en/global-affairs/news/2018/10/joint-communicue-of-theottawa-ministerial-on-wto-reform.html> より入手できる。カナダの討議資料通信「WTO を強化、近代化する」(“Strengthening and modernizing the WTO”) は http://international.gc.ca/gac-amc/campaign-campagne/wto-omc/discussion_paperdocument_travail.aspx?lang=eng より入手できる。

⁹ 共同閣僚声明：零細・中小企業向け WTO 非公式作業プログラムの設立宣言 (Joint ministerial statement: Declaration on the establishment of a WTO informal work programme for MSMEs) (WT/MIN(17)/58); Joint ministerial statement on investment facilitation for development (WT/MIN(17)/59); 開発投資促進に関する共同声明 (Joint statement on electronic commerce) (WT/MIN(17)/60); 国内サービス規則に関する共同閣僚声明 (Joint ministerial statement on services domestic regulation) (WT/MIN(17)/61)、2017 年 12 月 13 日を参照。

¹⁰ 電子商取引に関する共同声明 (Joint Statement on Electronic Commerce)、2019 年 1 月 25 日。WT/L/1056 を参照。

¹¹ 例えば以下を参照。Basedow (2018)は、WTO における複数国主義に慎重に計画されたアプローチを採用すべきと論じている。Collier (2006: 1433-1436)は、複数国主義を開発途上国加盟国への移転と結び付け



皮肉なことに、ドーハラウンドの行き詰まりは、ウルグアイラウンドが一括受諾によって成功したことによるところが大きい。ウルグアイラウンドにおいて南北の「グランドバーゲン」¹²を体験した開発途上国は、ドーハ開発アジェンダ以降その期待水準を上げており、「グランドバーゲン」が期待通りのメリットをもたらしていないと主張している。他方、先進国は新興諸国に対して市場アクセスを実質的に改善することを求めており、この隔たりが WTO 内における開発途上国グループと先進国グループの長期にわたる対立の原因となっている¹³。

これを受けて WTO 加盟国は 2011 年 12 月の第 8 回 WTO 閣僚会合において一括受諾を前提としたアプローチを断念、交渉アジェンダ内で前進が期待できる項目を対象に、一括受諾前であっても部分的に合意することで同意した¹⁴。これにより 2013 年 12 月の第 9 回閣僚会合で貿易円滑化協定が、2015 年 12 月の第 10 回閣僚会合で農産品向け輸出補助金の廃止等が合意されるに至った。WTO 加盟国はこのアプローチを堅持し、漁業補助金の統制¹⁵など、ドーハ開発アジェンダのうち未合意の項目について、早期にできるだけ多くの合意が達成できるよう努力すべきである。

今後の WTO 交渉において、一括受諾を前提としたアプローチは避けることが望ましい¹⁶。WTO 加盟国は実務的に可能な範囲で様々なアプローチを追求すべきである。多角的協定（例えば、ほとんどの WTO 協定や、貿易円滑化協定など）や、限定された国による協定であるが、新たな加盟も可能なように開かれている複数国間協定（例えば政府調達協定など）、一部の WTO 加盟国間の協議で締結されるが、メリットは全加盟国が最恵国（MFN）ベースで

ることを提起している。Cottier (2015: 17-18)は分野別交渉の必要性を強調しており、これにより適宜ユニバーサルアプローチや複数国アプローチ、クリティカルマス・アプローチなどによる具体的合意に至るとしている。Hoekman and Mavroidis (2015)は複数国間合意の拡大を支持している。IMF/World Bank/WTO (2018: 32-36)は一括受諾に代替するアプローチを採るべきとしている。Lawrence (2006)は WTO の中核義務を補助する形でクラブ・オブ・クラブ型アプローチを提起している。Trebilcock (2015)は WTO 加盟国内のグループにおいて複数国間協定を現状より柔軟なものとし、主として条件付き最恵国ベースで他の WTO 加盟国の事後参加を認めることが必要であると論じている。

¹² Ostry (2002)を参照。

¹³ Elsig (2016)を参照。

¹⁴ WTO 第 8 回閣僚会合、議長報告 (8th Ministerial Conference, Chairman's Concluding Statement)、2011 年 12 月 17 日、WT/MIN(11)/11, p.3 を参照。

¹⁵ WTO 第 11 回閣僚会合、漁業補助金に関する 12 月 13 日付閣僚決定 (WTO 11th Ministerial Conference, Ministerial Decision of 13 December on Fisheries Subsidies)、WT/MIN(17)/64 を参照。

¹⁶ 一括受諾アプローチ放棄の代替手段はア・ラ・カルト型（選択制）WTO ではない。交渉プロセスの阻止を回避しつつ、最終的には全加盟国の参加を促すアプローチである点に注意。



享受できるクリティカルマス協定（例えば、1996年の情報技術協定や、2015年の同協定拡大、1997年のGATS（サービスの貿易に関する一般協定）基本電気通信・金融サービス議定書、現在交渉中の環境物品協定など）が考えられる。

1.1 貿易自由化に関してはクリティカルマス方式が望ましい

経験的に、モノの貿易のみならずサービス貿易においても、分野別の市場アクセスについて合意に達するには、クリティカルマス方式によるアプローチが効果的かつ効率的であろう。クリティカルマス方式は、この種の交渉においては最優先されるべきアプローチである。他方で、クリティカルマス方式は、一部のWTO加盟国間で交渉が行われ合意に達したルール（義務）が、交渉の当事者とならなかった加盟国に対しても適用されることから、ルール制定交渉等には不適當であろう。国際法の同意に関する根本原則（*pacta sunt servanda*、合意は拘束する）によれば、合意の当事者ではない国は当該合意に含まれるルールを適用される義務を負わない。従って、ルール制定は全WTO加盟国が交渉に参加する多角的協定か、交渉に参加したWTO加盟国のみに適用される複数国間協定のいずれかとすべきである。

1.2 ルール制定にはそれぞれに速度を合わせたマルチスピード方式の多角的協定が望ましい

多角的協定と複数国間協定には、いずれも長所短所が見受けられる。多角的協定では全WTO加盟国に適用されるルールが制定される。ルールの包摂性や普遍的適用の観点からすると、望ましいアプローチ方法である。他方で、複数国間協定に比べると交渉に時間がかかる。WTO加盟国間でも合意達成に向けた熱意に温度差があり、現状の受け入れ態勢も様々である。多角的協定交渉に付随するこうした問題に対処する方法の一つとして、開発途上国、後発開発途上国向けと先進国向けとでそれぞれ実施する速度を変え、後発開発途上国向けにはWTO事務局が実施支援を行うマルチスピード方式が考えられる。その好例は貿易円滑化協定である。

マルチスピード方式の多角的協定には優位点が三つある。一点目は、各国が条項を独自に選択し、独自に猶予期間を定めて協定に加わることができる点である。二点目は、GATTやWTOでの慣行通り、開発途上国かどうかは自己認定することができ、なおかつ開発途上国にとっては完全実施のインセンティブがある¹⁷、という点である。第三は、先進国からの実施支援を受けることで、WTO加盟国に連帯感が生じる点である。欠点としては、複数国

¹⁷ インセンティブは1) 先進国加盟国の供与する実施支援と、2) 合意を完全実施した国にはグローバル・バリューチェーンを構成する民間企業が関心を示す可能性がある、という二点である。



間協定よりも交渉に時間がかかり、完全実施までにはさらに時間が必要である、という点があげられる。

1.3 開かれた複数国間協定はルール制定において代替手段となりうる

複数国間協定は交渉に参加した国についてのみ拘束力を有する。交渉に参加しなかった国にその義務は適用されない。考えが似た国のみによる合意であり、同じテーマでも、交渉妥結に要する時間は多角的協定よりも短いであろう。複数国によるアプローチの欠点は、複数国間協定締結の有無によって WTO 加盟国が二分され、加盟国の一部が同好の士（クラブ）となるリスクであろう。さらに、後から参加を希望する国にとっては、交渉に参加していない、受け入れ準備も整っていないルールを突きつけられることになる。

従って、複数国間協定というアプローチでは、交渉に参加しない、あるいは合意に参加しない WTO 加盟国の利益を守るメカニズムが大変重要となる。このメカニズムとは、第一に、複数国間協定は交渉の段階で全 WTO 加盟国に対して扉が開かれているべきである、ということである。第二に、合意後も、全 WTO 加盟国に対して参加の扉が開かれているべきである。しかし、これだけでは十分と言えない。後発開発途上国は交渉にも参加せず、複数国間協定で決まったルールの実施も行わない可能性が高いからである。従って、第三のメカニズムとして、後発開発途上国がルールを実施するにあたって求められる水準まで国内法の整備ができるよう、貿易のための援助制度を複数国間協定に組み込むべきである¹⁸。

もう一つの問題点は、新しい複数国間協定の内容を附属書 4 に追加するためには、WTO 加盟国のコンセンサスが求められることである（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定 X.9 条）。つまり、WTO 加盟国であればどの国であっても、提案された複数国間協定の採択を拒否できるということである¹⁹。現実的に WTO 加盟国がこの条項の修正に合意するとは考えにくく、附属書 4 に新しい複数国間協定を追加する際のコンセンサス要件を緩和する方法を考える必要があるだろう。一つの可能性として、追加に反対する加盟国に対し反対理由を説明する義務を課すことが考えられる²⁰。

¹⁸ Hoekman and Mavroidis (2015: 338)を参照。

¹⁹ Draper and Dube (2013: 3-4)を参照。

²⁰ Hoekman and Marvoidis (2015: 341)を参照。



2. 交渉の対象とすべきテーマに関する提言

2.1 モノとサービスの貿易自由化

来るべき WTO 交渉においては、モノとサービスの貿易自由化に対する加盟国のコミットメントを高め、1995 年以降の世界貿易の変化に合わせた WTO ルールの近代化を目標にすべきである。環境物品やサービス貿易の自由化など、すでに交渉が始まっている分野を優先的に取り上げるべきであり、G20 諸国はこうした交渉のプロセスをサポートすべきである。加盟国のうちでも可能な限り多くの開発途上国を巻き込んだクリティカルマス方式によるアプローチが、多角化や自由化を促進する方策となりうる。環境物品協定交渉はクリティカルマス方式で行われているものの、サービス貿易協定は、メリットを参加国のみが享受できる複数国間協定を前提に行われている²¹。マラケシュ協定 X.9 条は、附属書 4 に複数国間協定を追加するにあたって厳格なコンセンサス要件を定めており、サービス貿易協定は複数国間協定ではなく特惠貿易協定 (PTA) となる可能性が高い。これでは貿易交渉の場としての WTO の存在が二次的なものとなってしまう恐れがある。サービス貿易協定が WTO の枠組み内で締結されるように、協定交渉国はクリティカルマス方式の採用を追求すべきであろう。

2.2 ルール策定交渉の対象となる候補

WTO が注力すべきことは二つある。一つ目は WTO 設立時には完全な形では存在しなかった新しい分野についてのルールを近代化することである。二つ目は補助金や国有企業など、貿易を歪める慣行に対処するため、既存の WTO ルールを厳格化、あるいは拡張することである。

WTO ルールの近代化に関しては、第 11 回閣僚会合の共同声明イニシアティブに含まれる分野を優先すべきであろう²²。すなわち、1) 零細・中小企業、2) 電子商取引、3) 開発のための投資円滑化、4) サービスに関する国内規律、である。WTO 加盟の 76 カ国が電子商

²¹ 欧州委員会、サービス貿易協定 (TiSA) ファクトシート (European Commission, Trade in Services Agreement (TiSA) Fact Sheet)、p. 2 を参照。<http://ec.europa.eu/trade/policy/in-focus/tisa/>より入手できる。

²² WTO 第 11 回閣僚会合、共同閣僚声明—零細・中小企業向け WTO 非公式作業プログラムの設立宣言 (WTO 11th Ministerial Conference, Joint Ministerial statement – Declaration on the establishment of a WTO informal work programme for MSMEs) (WT/MIN(17)/58); 開発投資促進に関する共同閣僚声明 (Joint ministerial statement on Investment Facilitation for Development) (WT/MIN(17)/59); 電子商取引に関する共同声明 (Joint statement on Electronic Commerce) (WT/MIN(17)/60); 国内サービス規則に関する共同閣僚声明 (Joint Ministerial statement on services domestic regulation) (WT/MIN(17)/61)を参照。



取引に関するルール交渉を 1 月末に開始したことを発表した点は注目に値する。G20 諸国はこうしたイニシアティブをサポートし、また、G20 諸国で加わっていない国は参加を検討すべきである。

交渉や意思決定の方式を決定するにあたっては、マルチスピード方式の多角的協定を重視すべきである。こうした協定はグローバル・バリューチェーンを効率化する重要な規制インフラとなるため、全 WTO 加盟国が交渉・実施に参加することが望ましい。零細・中小企業と電子商取引も、国際貿易の包摂性を確保するうえで重要な分野である²³。前述の通り、WTO 加盟国間でも合意達成に向けた熱意に温度差があり、現時点での受け入れ態勢も様々である。開発途上国向け、後発開発途上国向けの実施支援等を含むマルチスピード方式を採用して、こうした多角的協定の段階的かつ普遍的な実施を確保すべきであろう。

開かれた複数国間協定は代替となりうる交渉方式ではあるが、開放性と包摂性を確保するためには、上述のメカニズム、つまり i) 交渉段階、実施段階で全ての WTO 加盟国に参加の扉が開かれていること、ii) 貿易のための援助制度を組み込むこと、iii) 附属書 4 への追加に関するコンセンサス要件を緩和すること、が求められる。

もう一つ、WTO におけるルール策定の対象として考えられるのは、産業補助金、国有企業、技術や営業秘密の移転、透明性など²⁴、貿易を歪める慣行に対処するための既存ルールの厳格化や拡張である。こうした問題は G20 諸国内においても極めて政治色が濃く、現実的な第一歩としては、議論や、研究、枠組みづくりを開始し、2020 年にアスタナ（原稿執筆当時）で開催される第 12 回閣僚会合にて議論の結果を発表することであろう。

²³ IMF/World Bank/WTO (2018: 28)を参照。

²⁴ 欧州委員会、概念論文（Concept Paper）、上述の「WTO の近代化」 n.5; 上述の「WTO 改革に関するオタワ閣僚会合共同声明」 n.7 を参照。



提言のまとめ

G20 諸国は貿易自由化と貿易関連ルール策定の場としての WTO の再活性化に尽力すべきである。

貿易自由化のためにはクリティカルマス方式が最優先されるべきである。

ルール策定にはマルチスピード方式の多角的協定が望ましいが、開かれた複数国間協定も代替手段となりえる。

ルール策定においては、現代の課題（電子商取引や投資円滑化など）に適したルールの近代化や、貿易を歪める慣行（補助金や国有企業など）に対処するための既存ルールの強化に注力すべきである。

参考文献

- Baldwin, Richard (2012). “WTO 2.0: Global governance of supply-chain trade”. CEPR Policy Insight No.64. Centre for Economic Policy Research.
- Basedow, Robert (2018). “The WTO and the Rise of Plurilateralism – What Lessons can we learn from the European Union’s Experience with Differentiated Integration?” Journal of International Economic Law, Vol.21, Issue 2, pp.411-431.
- Collier, Paul (2006). “Why the WTO is Deadlocked: And What Can Be Done about It”, The World Economy, Vol.29, No.10, pp.1423-1449.
- Cottier, Thomas (2015). “The Common Law of International Trade and the Future of the World Trade Organization”, Journal of International Economic Law, Vol.18, Issue 1, pp.3-20.
- Draper, Peter and Memory Dube (2013). “Plurilaterals and the Multilateral Trading System”, Think Piece, E15 Expert Group on Regional Trade Agreements and Plurilateral Approaches, International Centre for Trade and Sustainable Development/World Economic Forum.
- Elsig, Manfred (2016). “The Functioning of the WTO: Options for Reform and Enhanced Performance”, Policy Options Paper, E15 Expert Group on the Functioning of the WTO, International Centre for Trade and Sustainable Development/World Economic Forum.
- Evenett, Simon J. et al. (2018). “Mend It, Don’t End It: The Case for Upgrading the G20’s Pledge



on Protectionism”, T20 Policy Brief. Available at

http://www.g20-insights.org/policy_briefs/mend-it-dont-end-it-the-case-for-upgrading-the-g20s-pledge-on-protectionism/

- Hoekman, Bernard M. and Petros C. Mavroidis (2015). “WTO ‘à la carte’ or ‘menu du jour’? Assessing the Case for More Plurilateral Agreements”, *The European Journal of International Law*, Vol.26, No.2, pp.319-343
- International Monetary Fund, the World Bank, and World Trade Organization (2018). *Reinvigorating Trade and Inclusive Growth*.
- Lawrence, Robert Z. (2006). “Rule-making amidst Growing Diversity: A Club-of-clubs Approach to WTO Reform and New Issue Selection”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 9, Issue 4, pp.823-835.
- Ostry, Sylvia (2002). “The Uruguay Round North–South Grand Bargain: Implications for future negotiations”, In Daniel L.M. Kennedy & James D. Southwick eds., *The Political Economy of International Trade Law: Essays in Honor of Robert E. Hudec*, pp. 285-300. Cambridge: Cambridge University Press.
- Sait Akman, Mehmet et al. (2017). “Key Policy Options for the G20 in 2017 to Support an Open and Inclusive Trade and Investment System”, T20 Policy Brief. Available at https://www.g20-insights.org/policy_briefs/key-policy-options-g20-2017-support-open-inclusive-trade-investment-system
- Trebilcock, Michael J. (2015). “Between Theories of Trade and Development: The Future of the World Trading System”, *The Journal of World Investment & Trade*, Vol.16, pp.122-140.